

## 質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名) 8市単防災行政無線システム再整備事業実施設計業務委託

NO.	質問事項	回 答
1	<p>公告文 2.入札参加資格要件 【資格要件】 『建設コンサルタント登録規程による「電気電子部門」の登録を受けていること』とありますが、防災行政無線の設計コンサルタント業務を行うにあたり、同登録は義務化されている制度ではありません。 つきましては、貴市の入札参加資格者名簿において、「測量・建設コンサルタント」に登録されていることと、ご指定の業務実績を有することをもって、要件を満たすものとお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>当市の入札参加資格者名簿への登録と建設コンサルタント登録制度は性質が異なるものです。 要件を満たすものと認めることはできません。</p>
2	<p>公告文 2.入札参加資格要件 【資格要件】 『実験局は自社で所有していること。二重免許は認めない。』とありますが、実験試験局の二重免許は総務省が認めている制度です。 本要件の趣旨は、特定メーカーの仕様へ偏った設計になることを防ぐ意図であると推察しますが、仮に自社で無線機を所有している場合でも、それ自体はいずれかのメーカーの製品です。 つきましては、実験試験局の二重免許をお認めくださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>特定事業者の仕様への偏りを防止することに加え、測定業務を円滑に進めること、設備を他社に依存することなく自己完結できることが必要であると考えております。 二重免許を認めることはできません。</p>
3	<p>公告文 2.入札参加資格要件 【資格要件】 『ISMS又はプライバシーマーク認証を取得』とありますが、本業務において住民様の個人情報を取り扱う機会はないと考えます。また、つくば市職員様の氏名やメールアドレス等につきましては、弊社の個人情報保護方針に従って、適切に管理いたします。 つきましては、当該要件を削除してくださいようお願い申し上げます。</p>	<p>客観的に判断する基準として第三者機関による認証を要件として設けております。 当該要件の削除は認められません。</p>

4	<p>仕様書p.8 第3章第2項(3)  <b>【電波伝搬調査】</b>  『第一級陸上特殊無線技士の免許者を従事させること』とありますが、p.3の『資格要件等』においては同資格のほかに、第一級若しくは第二級の陸上無線技術士もお認めになっています。  これは、上記いずれかの無線従事者免許を有する担当技術者を従事させることと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。  第一級陸上特殊無線技士以上の有資格者であれば従事させることは問題ありません。</p>
5	<p>2.入札参加資格要件  なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼任を認めない。</p> <p>担当技術者の要件として(4)の第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、または第1級陸上特殊無線技士とありますが、これは電波伝搬実験における実験局の操作上必要ということと認識しています。管理技術者が電波伝搬実験に立ち合うことを条件に管理技術者と担当技術者の兼任をお認め頂けないでしょうか。なお、管理技術者は第1級陸上特殊無線技士の免許を取得しております。</p>	<p>管理技術者、照査技術者及び担当技術者は資格要件に従い、それぞれ配置してください。  電波伝搬調査については、仕様書8ページに記載のとおり、第1級陸上特殊無線技士以上の免許者を従事させていれば良いという条件にしていますので、他に調査に従事する者に関しては特段の指定はありません。</p>
6	<p>仕様書3頁「7 資格要件等」(3)に「電波法第4条の規定による60MHz帯デジタル防災行政無線同報系実験局に係る免許を総務大臣から受けていること。また、実験局は自社で所有していること。二重免許は認めない。」とありますが、ここでいう「実験局」とは、ARIB STD-T115に規定される変調方式がQPSK方式のものを指していると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>仕様書8頁「2 業務の内容」(3)電波伝搬調査に「第1級陸上特殊無線技士の免許者を従事させること。」とあります。ここでいう「第1級陸上特殊無線技士の免許者」とは、必ずしも担当技術者を指すということではないという理解でよろしいでしょうか。  また、電波伝搬調査に対して「第1級陸上特殊無線技士の免許者を従事させること。」は電波伝搬調査を監督するという従事内容という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>